## 母子父子寡婦福祉資金貸付 一覧

資金の種類	資金の使途	貸付対象				貸付限度額					貸付期間	据置期間	償還期限	利率(保証人なし)
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の	母・父・寡婦	3,580,000 円								-	貸付後 1年	据置経過後 7年以内	
3 71(1)37 (4)	購入資金	母子・父子福祉団体	注:複数の母子家庭の母等が共同	引して起業する場	易合も含む				5,370,000		-	貸付後 1年	据置経過後 7年以内	-
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料等を購入する運転資金	母・父・寡婦母子・父子福祉団体	1,790,000 円 1,790,000 円								_	貸付後 6ヶ月 貸付後 6ヶ月	据置経過後 7年以內 据置経過後 7年以內	
	TIO CADACA SERVE	马 人 用 压 风 行	学校等種別(金額単位:円/月)学年別 1年 2年 3年 4年 5年									202 07/3	354 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
			高 等 学 校	ウウマツ 27 000 27 000 27 000										
			専 修 学 校	±1 ±-	自宅通学	45,000	45,000	45,000						
			(高等課程)	私立	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	67.500	67.500				
	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金(貸付限度額は一般分を掲載している)	母子家庭の母が扶養する児童	÷ # + = * +	国公立	自宅通学自宅外通学	31,500 33,750	31,500 33,750	31,500 33,750	67,500 76,500	67,500 76,500	-			
			高等専門学校	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500				
					自宅外通学	52,500 67,500	52,500 67,500	52,500 67,500	115,000 67,500	115,000	1			
修学資金		父子家庭の父が扶養する児童	専 修 学 校	国公立	自宅外通学	78,000	78,000	78,000	78,000				据置経過後 10年以内	
			(専門課程)	私立	自宅通学自宅外通学	89,000 126,500	89,000 126,500	89,000 126,500	89,000 126,500		就学期間中	卒業後 6ヶ月	専修学校	
		寡婦が扶養する子		国公立	自宅通学	67,500	67,500	120,000	120,000		1		(一般課程)5年以內	
		父母のない児童	短 期 大 学		自宅外通学	96,500 93,500	96,500 93,500			児童を扶養する者				
				私立	自宅外通学	131,000	131,000			一定以上の所得か	がある場合別途別	定めあり		
				国公立	自宅通学自宅外通学	71,000 108,500	71,000 108,500	71,000 108,500	71,000 108,500					
			大 学	私立自宅通学		108,500	108,500			独立行政法人日本	由立行政法人日本学生支援機構		資支給金又は	ļ
					自宅外通学	146,000			146,000	大学等修学支援法の規定による				
			大 学 院	大 学 院 <u>修士課程 132,000 132,000</u> 相当額を当該限 博士課程 183,000 183,000 183,000							度額から控除す.	る(就学支度資金	においても同様)	
	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を		専 修 学	校(一般課程)		54,000	54,000							
技能習得資金	事業を開始しくは跳戦するだめに必要な知識技能を 習得するために必要な資金(洋裁、タイプ等)							月額	68,000 F	7				
	高等学校に修学する場合の修学及び入学に必要な資	母・父・寡婦		(特別な事情があると認められる場合 816,000 円)							5年以内	習得後 1年	据置経過後 10年以内	
	金			(運転免許取得の場合 460,000 円)										
攸类次合	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を	母子家庭の児童・父子家庭の児童	月額 68,000 円 (高校3年生で就職を希望する児童が運転免許取得する場合 460,000 円)								5 年以内	羽细纵 1 左	₽₩ダ¼% 10/FNA	
修業資金	習得するために必要な資金	・寡婦扶養の子・父母のない児童									3 + 以内	習得後 1年	後 1年 据置経過後 10年以内	
	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父	110,000 円											無利子
就職支度資金	自動車等を購入する資金	マは児童・寡婦・父母のない児童	(通動用自動車購入の場合 340,000 円)									貸付後 1年	据置経過後 6年以內	
			(自動車購入にかかる費用 230,000 円を含む)										※保証人なしの場合	
医療介護資金	医療(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭		340,000 円								医療期間満了後	据置経過後 5年以內	有利子となる資金が
	る)で文けるためた必安な貝立	の父又は児童・寡婦	(特に経済的に困難な事情にあると認められる場合 480,000 円)									6ヶ月		あります。
	介護(当該介護を受ける期間が1年以内の場合に限	母・父・寡婦	500,000 円							-	介護期間満了後	据置経過後 5年以內		
	る)を受けるため等に必要な資金											6ヶ月		
	知識技能を習得している間の生活を安定・継続する	四、公、宮垣	月額 141,000 円 (後付対象表が生計内で表でい場合 日額 76,000 円)								3年以内	期間満了後	据置経過後 10年以內	
	のに必要な生活補給資金	母・父・寡婦	(貸付対象者が生計中心者でない場合 月額 76,000 円) 一括貸付けは、 423,000 円(3月分相当)を限度								3 平均的	6ヶ月	指巨胜炮後 10千以內	
	医療若しくは介護を受けている間の生活を安定・継		月額 114,000 円 (貸付対象者が生計中心者でない場合 月額 76,000 円)								1 / L N / L	医療・介護期間	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	
	続するのに必要な生活補給資金	母・父・寡婦			(負付対象者が) 一括貸付けは、		合 3 (3月分相当)を		76,000 円)		1年以内	満了後6ヶ月	据置経過後 5年以内	
	母子家庭若しくは父子家庭になって間もない(7年		(合計 2,736,000円を限度とする) 月額 114,000 円 (貸付対象者が生計中心者でない場合 月額 76,000 円)								貸付期間満了後			
生活資金	未満)母又は父の生活を安定・継続する間(生活安	母・父	(負刊対象者が生計中心者でない場合 月額 76,000円) 養育費の取得のための裁判費用は、 1,368,000円(一般分の12月相当)を限度								6ヶ月以内	6ヶ月	据置経過後 8年以內	
	定期間)に必要な生活補給資金		その他一括貸付は、 342,000 円 (3月分相当)を限度 月額 114,000 円											=
	失業中における生活の安定と再就職活動の促進を図	母・父・寡婦			(貸付対象者が	生計中心者でない場	合	月額	76,000 F		離職日から	期間満了後 6ヶ月	据置経過後 5年以内	
	るために必要な生活補給資金				一括貸付けは、	342,000 円	3 (3 月分相当)を	限度			1年以内	0 ケ月		-
	家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者が、生活を安定・継続する間(緊急生活安	母・父	月額 児童扶養手当に準拠した額の範囲内								3ヶ月以内 (貸付延長が適当と	期間満了後	据置経過後 10年以內	
	定期間)に必要な生活補給資金	<u>д</u> · Х									認められる場合、最 長1年まで延長可)	6ヶ月	指巨胜炮後 10千以內	
														-
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又	母・父・寡婦	1,500,000 円 (災害等による住宅全壊又は老朽等による増改築の場合 2,000,000 円)								-	貸付後 6ヶ月	据置経過後 6年以内	
<u> </u>	は増築するのに必要な資金												(特別 7年以内)	
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	母・父・寡婦							260,000 F	9	-	貸付後 6ヶ月	据置経過後 3年以内	
	幸誉 - 佐業セフ+ 以に ン 重も、地界等の唯一に ン 重も		種別	4 24 14	高校・専修	大学	学・短大・大学院		修 修	<b>業施設</b>			据置経過後	1
就学支度資金		母子家庭の母が扶養する児童	区分	中学校	(高等·一般)	高	専・専修 (専門)		中卒	高卒	1			
	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な 資金及び大学等受験料	父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子	自宅通学 自宅外通学 64,300	81,000	150,000 160,000	-	420,000 430,000	-	150,000 160,000	272,000 282,000	-	卒業後 6ヶ月	就学 10年以内	
	San Cart	父母のない児童	私立の高等学校又は専修学校高等課程へ入学する時 260,000 円 (加算)							1		専修学校(一般課程)		
			私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する時 160,000 円(加算)										5年以内	
ψ+4π·2π·Λ	母子家庭の母若しくは父子家庭の父が扶養する児童	母.公.雷桓							220.000	П		卷14% C E	· 中国体验 □ 下 □ 土	
結婚資金	及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	母・父・寡婦							330,000 F	٦	_	貸付後 6ヶ月	据置経過後 5年以内	
	S. 0.76m													